

加古川市養護老人ホームショートステイ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及びその家族の福祉の向上を図るため、当該高齢者を一時的に養護する必要がある場合に養護老人ホーム（以下「施設」という。）に短期間入所させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 養護老人ホームショートステイ事業（以下「ショートステイ事業」という。）の利用者は、本市に居住するおおむね65歳以上の介護保険法による要介護・要支援認定において、非該当若しくは要支援認定を受けた者又はそれに準ずる者のうち、日常生活を援助している者の疾病、介護疲れ、冠婚葬祭、出張、公的行事の参加等のやむを得ない理由により、一時的に日常生活の援助を受けることが困難となった者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、これ以外の者を利用者とするができる。

2 介護保険法による要支援認定を受けた者については、介護予防のショートステイの利用を優先し、不足する日数分のみ生活支援ショートステイを利用できることとする。

(指定施設等)

第3条 ショートステイ事業の実施施設は、市長が、委託契約を締結した養護老人ホームとする。

(入所の期間)

第4条 入所の期間は、原則として1ヶ月につき7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、必要最小限の範囲で期間を延長することができる。

(申請)

第5条 ショートステイ事業を利用しようとする場合は、利用者若しくはその家族（以下「申請者」という。）が加古川市養護老人ホームショートステイ利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が緊急を要すると認める場合にあっては、申請書の提出は事後であっても差し支えないものとする。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、入所の要否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により入所の要否について決定したときは、加古川市養護老人ホーム

ショートステイ利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知し、入所を要する決定を行った場合は、加古川市養護老人ホームショートステイ利用依頼書（様式第3号）により施設へ通知するものとする。

（入所期間の延長）

第7条 入所期間の延長を必要とする申請者は、延長期間と延長理由を記載した、ショートステイ利用変更申請書（様式第4号）を実施施設の長を経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、速やかに入所延長の要否について審査し、加古川市養護老人ホームショートステイ利用変更決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知し、利用変更を許可する決定を行った場合は、加古川市養護老人ホームショートステイ利用変更依頼書（様式第6号）により施設へ通知するものとする。

（費用負担）

第8条 利用者は、飲食の有無にかかわらず、別表に定める額を負担するものとする。

（入所の取消し）

第9条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所を取消することができる。

- (1) 感染性疾患を有し、他の者に伝染させるおそれのある者。
- (2) 疾病等により、医療機関に入院して治療を受ける必要がある者。
- (3) 他の入居者に著しく迷惑を及ぼす可能性がある者。

2 施設は、前項の規定により入所を取消す場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（利用者の移送）

第10条 利用者の実施施設への移送は、家族等の責任において行わなければならない。

（補 則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 (第8条関係)

利 用 施 設	利 用 単 位	負 担 額
養護老人ホーム 鶴林園	1日	4,500円